

平田村告示第25号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年6月19日

平田村監査委員 國 井 金 伍



平田村監査委員 根 本 定 雄



令和8年度財政援助団体監査の結果に関する報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体監査を実施した。

2 監査の目的

・村が財政援助を与えている団体事務のうち、その援助に係る出納その他の事務について監査するもので、当該事務が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

・出資団体監査は、村が25パーセント以上出資している団体について、事業が出資の目的に沿って適正に執行されているかを主眼として実施した。

3 監査の期間

令和8年6月17日から令和8年6月18日まで

4 監査の対象

(1) 補助金等交付団体

- ・社会福祉法人平田村社会福祉協議会（地域福祉センター）
※村補助金 32,440,000 円（令和7年度）

(2) 出資団体

- ・株式会社道の駅ひらた ※株式900株のうち、村672株出資
- ・一般財団法人平田村産業振興公社 ※村3,000,000 円出資

(3) 公の施設の管理団体

- ・地域福祉センター（平田村社会福祉協議会）
※指定管理料 3,500,000 円
- ・道の駅ひらた（株式会社道の駅ひらた）
※指定管理料 8,400,000 円
- ・蓬田岳森林公園（一般財団法人平田村産業振興公社）
※指定管理料 24,000,000 円

5 監査の範囲

令和7年度における財政的援助等に係る出納その他の事務について実施した。

6 監査の方法

関係資料及び諸帳簿を調査し、あわせて担当職員から説明を受け、質疑応答方式により実施した。

7 監査の結果

監査の結果は、適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき指導事項は、文書及び口頭により指導した。